

大村市新ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針

令和 7 年 1 月

大 村 市

< 目 次 >

第1節 事業内容に関する事項	1
1 事業名称	1
2 本事業の対象となる公共施設等の種類	1
3 公共施設等の管理者	1
4 事業目的	1
5 本事業対象施設の概要	2
6 事業方式	2
7 契約の形態	2
8 事業期間	2
9 事業期間終了後の措置	2
10 事業の対象となる業務範囲	3
11 法令等の遵守	3
12 事業スケジュール（予定）	4
第2節 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定方法	5
2 事業者募集及び選定の手順	5
3 入札参加資格要件	7
4 応募者の審査及び落札者の決定	11
第3節 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1 想定されるサービスの水準・仕様	13
2 本市による事業の実施状況の監視	13
3 事業者の収入	13
4 余熱利用計画	13
5 売電収入の帰属先	13
6 本市が適用を予定している交付金等について	14
7 保険	14
8 想定されるリスクの分担	14
9 地元雇用や地元企業の活用	14
第4節 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1 敷地面積及び配置	15
2 都市計画事項	15
第5節 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
1 係争事由に係る基本的な考え方	15
2 管轄裁判所	15
第6節 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15

2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	15
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	16
4 その他	16
第7節 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
第8節 その他事業の実施に関し必要な事項	16
1 議会の議決	16
2 情報提供	16
3 本実施方針に関する担当部署	16

【用語の定義】

用語	定義
本市	大村市をいう。
本事業	大村市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される大村市新ごみ処理施設整備・運営事業をいい、管理棟、工場棟、計量棟のほか、洗車棟、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽、外構等の事業実施区域内の設備及びその付帯設備を含めていう。
本工事	本事業のうち、本施設の設計・建設工事及び関連する付帯工事をいう。
運営業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
プラント	本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
工場棟	本施設のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設を含む建築物をいう。
管理棟	本施設のうち、本市職員が執務を行うとともに見学者が施設の説明を受けるなど普及啓発に係る諸室及びそれらに付随する設備を有する建築物をいう。
DBO方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
建設事業者	本工事を行う者をいう。
運営事業者	本業務を行う者をいう。
特別目的会社	本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
事業提案書	受注者が提出した本事業の技術提案図書をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成されるグループをいう。
落札者	落札者決定基準書に基づいて事業者選定委員会が実施する評価・審査の結果を踏まえ、本市が決定した者をいう。
代表企業	応募者のうち、代表して入札手続き等を行う企業をいう。
共同企業体構成員	応募者のうち、建設事業者である共同企業体へ出資する企業をいう。
構成員	応募者のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
協力企業	応募者のうち、特別目的会社に出資しない企業をいう。
地元企業	本市に本社又は本店を有する企業をいう。
事業者選定委員会	本市が設置する「大村市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、提出書類の作成要領、様式集などの書類を総称していう。
入札説明書	本事業の入札に参加する者に対して、本市が事業条件や参加手続き等を説明するための書類をいう。
要求水準書	要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設工事編）及び要求水準書（第Ⅱ編 運

用語	定義
	営業務編) を総称していう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の総称をいう。
基本契約	本事業を事業者に一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業における運營業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
交付金	循環型社会形成推進交付金制度により、本事業の実施に要する経費に充てるため国から交付される交付金をいう。
売電収入	本施設から発生する余剰電力の売却収入をいう。
処理生成物	本施設から排出される焼却灰及び飛灰等の残さをいう。

第1節 事業内容に関する事項

1 事業名称

大村市新ごみ処理施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

大村市長 園田 裕史

4 事業目的

本市は、以下に示す4つの整備・運営コンセプトに基づき、本施設の整備を進めている。

本事業は、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

1 安全・安心で安定性に優れた施設とする

- 将来に渡って安定的な稼働が可能な施設とする
- 事故等を未然に防ぎ、安全性に優れた施設とする
- 容易に維持管理ができ、長期的な施設利用が可能で安定性に優れ、コストを低減できる施設とする

2 循環型社会形成に資する施設とする

- 3Rに基づき適正処理・処分する廃棄物処理システムを構築する施設とする
- 資源循環、省エネルギー化を実現し、地域のエネルギーセンターとして活用できる施設とする
- 環境学習や環境啓発を実施し、環境問題について市民の理解を深めることができる施設とする

3 災害への対応が可能な施設とする

- 有事に対しても耐えうる強靱な施設とし、災害廃棄物も円滑に処理できる施設とする
- 災害時に避難拠点としての機能を担え、防災活動を支援できる施設とする

4 環境へ配慮した施設とする

- 環境負荷を低減し、エネルギー回収を最大化し効率よく利活用できる施設とする
- 周辺環境と調和し、景観及び美観に配慮した施設とする

5 本事業対象施設の概要

本事業対象施設の概要を示す。

項目	概要	
事業実施場所	大村市森園町 1470 番地（現大村市環境センター敷地内）	
エネルギー 回収型廃棄物 処理施設	処理対象物	燃やせるごみ、破碎・選別処理可燃残渣
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
	施設規模	128t/24h（64t/24h×2 炉）
	エネルギー回収率	18.0%以上
その他 関連施設等	管理棟、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン、構内照明、植栽、外構 等	

6 事業方式

本事業は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理を事業者が一括して行う DBO 方式により実施する。

落札者のうち、建設事業者は本施設の設計・建設工事を行う。さらに、落札者は特別目的会社を設立し、特別目的会社が運営会社として本施設の運営業務を実施する。

7 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「実施方針添付資料 1 契約スキーム（例）」に示す。

8 事業期間

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 設計・建設工事期間 | 事業契約締結日から令和12年6月30日まで |
| (2) 運営業務期間 | 令和12年7月1日から令和32年3月31日まで |

9 事業期間終了後の措置

本市は、40 年以上にわたって本施設を使用する予定である。

事業者は、本市が 40 年以上にわたって本施設を使用することを前提として設計・建設工事及び運営業務を行うこと。また、事業者は、事業期間終了時に本市が定める引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

事業者及び本市が行う主な業務範囲は次のとおり。詳細は要求水準書を参照のこと。

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 本施設の設計・建設
- (イ) 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- (ウ) 本市の交付金等申請支援
- (エ) 設計・建設に係る許認可申請（本市への支援含む）
- (オ) 近隣対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの）

イ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 維持管理業務
- (ウ) 測定管理業務
- (エ) 防災管理業務
- (オ) 関連業務
- (カ) 情報管理業務
- (キ) 近隣対応（運営事業者の実施する業務に起因するもの）

ウ その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 本施設の交付金等申請手続
- (イ) 設計・建設に係る許認可申請（本市による実施が必要なもの）
- (ウ) 本施設の設計・建設モニタリング
- (エ) 近隣対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの以外）
- (オ) 本施設の基幹的設備改良工事

イ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 本施設への処理対象物の搬入
- (イ) 処理生成物の運搬
- (ウ) 処理生成物の資源化及び処分
- (エ) 運営モニタリング
- (オ) 行政視察対応
- (カ) 近隣対応（運営事業者の実施する業務に起因するもの以外）

ウ その他これらを実施する上で必要な業務

11 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

12 事業スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 特定事業の選定・公表 | 令和7年3月 |
| (2) 入札公告 | 令和7年4月 |
| (3) 落札者の決定・公表 | 令和8年1月 |
| (4) 基本協定の締結 | 令和8年1月 |
| (5) 事業契約の締結 | 令和8年3月 |
| (6) 本施設の設計・建設 | 事業契約締結日～令和12年6月 |
| (7) 本施設の運営 | 令和12年7月～令和32年3月（約20年間） |

第2節 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等に示す入札参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集、選定、契約スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
①実施方針等の公表	令和7年1月28日
②実施方針等に関する質問の受付期限	令和7年2月12日
③実施方針等に関する質問への回答	令和7年2月28日
④特定事業の選定・公表	令和7年3月下旬
⑤入札公告及び入札説明書等の公表	令和7年4月上旬
⑥現地見学会申込受付期限	令和7年4月中旬
⑦現地見学会	令和7年4月下旬
⑧第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和7年4月下旬
⑨第1回入札説明書等に関する質問の受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和7年5月上旬
⑩第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格に関する質問】	令和7年5月中旬
⑪入札参加資格審査書類受付期限	令和7年5月下旬
⑫第1回入札説明書等に関する質問への回答公表 【入札参加資格以外に関する質問】	令和7年6月中旬
⑬入札参加資格審査結果通知	令和7年6月中旬
⑭対面的対話用資料受付期限	令和7年6月下旬
⑮対面的対話	令和7年7月上旬
⑯第2回入札説明等に関する質問の受付期限	令和7年7月中旬
⑰第2回入札説明等に関する質問への回答公表	令和7年7月下旬
⑱事業提案書受付期限	令和7年9月中旬
⑲事業提案に関する審査・最終候補者の選出	令和7年12月下旬
⑳落札者の決定・公表	令和8年1月上旬
㉑基本協定締結	令和8年1月中旬
㉒仮契約締結	令和8年2月
㉓事業契約締結	令和8年3月

(2) 事業者の募集及び選定手続き等

ア 実施方針等に関する質問受付及び回答

(ア) 提出期間

本実施方針公表日から令和7年2月12日（水）17：00までとする。

(イ) 提出方法

実施方針等に関する質問書（様式1）（Microsoft Excel 形式）に必要事項を記入の上、E-mailにより提出すること。なお、本市が必要と認めた場合は、質問について直接確認を行うことがある。

a 提出先

「第8節 3 本実施方針に関する担当部署」参照。

b E-mailのタイトル及び質問書のファイル名

「提出者名_実施方針等に関する質問書」

※E-mailのタイトル及び質問書のファイル名を統一すること。

※「提出者名」には質問書を提出する企業名（株式会社は省略のこと。）を記入のこと。また、「提出者名」の直後は「アンダーバー（_）」とすること。なお、可能な限りファイル名への機種依存文字の使用を控えること。

(ウ) 到達の確認方法

質問書を提出した者は、電話により質問書の到着確認を行うこと。

(エ) 回答の公表

a 公表方法

令和7年2月28日（金）17：00までに本市のウェブサイトにて公表する。

b その他

本事業に直接関係しないと本市が判断した質問には回答しない。

また、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある質問については、公表せず、応募者に対して個別に回答する場合がある。

イ 特定事業の選定・公表

本市は、本事業を特定事業として選定した場合、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、令和7年4月（予定）に入札公告を行い、入札説明書等を公表する。

入札公告以降の手続きの詳細については、入札説明書等に示す。

3 入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすこと。本市は、応募者の資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設工事及び運營業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- イ 応募者は、設計・建設工事において共同企業体を組織することができる。
- ウ 応募者の企業グループの中から「第2節 3 (2) イ (ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 応募者は、構成員と協力企業から構成されるものとする。なお、代表企業は構成員とする。また、構成員のみで構成することも可とする。
- オ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- カ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- キ 構成員又は協力企業が複数の企業等で構成される者である場合には、これらを構成する者についても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ク 構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。

- a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア) 又は(イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の入札参加資格要件

ア 共通の入札参加資格要件

応募者は、本市の入札参加資格者名簿（令和7年度及び令和8年度）に登録されている者で構成すること。

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設工事及び運營業務の各業務を行う者として、以下の（ア）から（ウ）の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

（ア）本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う者は、代表企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の許可を受けており、入札参加資格審査書類受付期限時点における最新の総合評定値（P）が、清掃施設1,000点以上であること。
- b 大村市入札参加資格審査申請（令和7・8年度）を受け、清掃施設工事に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。
- c 地方公共団体又は組合等から元請けとして次の要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の建設工事をDBO方式により受注した実績を有すること。
 - (a) 平成28年4月1日以降に竣工した施設
 - (b) 施設規模が1炉当たり60t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設
 - (c) ストーカ式焼却方式による全連続式運転の施設
 - (d) ボイラー・タービン式発電設備を設置した施設
- d 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（清掃施設工事業）の交付を受けている者であって、同法第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を本工事に専任で配置できること。

（イ）本施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物等の設計・建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施するものとし、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事の許可を受けており、入札参加資格審査書類受付期限時点における最新の総合評定値（P）が、建築一式工事1,000点以上であること。
- c 大村市入札参加資格審査申請（令和7・8年度）を受け、建築一式工事の認定を受けていること。
- d 建設工事期間において、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格証（建築工事業）の交付を受けている者であって、同法第26条の5から第26条の7まで

の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を本工事に専任で配置できること。

- e 一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付）の建築物に係る建設工事を元請又は構成員として施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の者であること。

(ウ) 本施設の運営を行う者の要件

本事業の運営事業者は、「第2節 4 (3) イ 特別目的会社の設立」で規定する特別目的会社とすること。

また、運營業務のうち、運営事業者から本施設の運転・維持管理を受託する者は、構成員又は協力企業とし、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。

- a 次の要件を全て満たす一般廃棄物処理施設の運転・維持管理を元請け（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として受注し、DBO方式により運転・維持管理を1年間以上実施した実績を有すること。
 - (a) 平成28年4月1日以降に竣工した施設
 - (b) ストーカ式焼却方式による全連続式運転の施設
 - (c) ボイラー・タービン式発電設備を設置した施設
- b 本施設の運営に当たって事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
- c 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場総括責任者として経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始として運営開始後2年間以上配置できること。

ウ 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、構成員又は協力企業となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 大村市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を入札参加資格審査書類受付期限までの間に受けている者
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (オ) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (カ) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
- (ク) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

- (ケ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は同法第19条による破産の申立てがなされている者
- (コ) 自己又は自社の役員が大村市暴力団排除条例（平成24年9月24日条例第17号）第2条に規定による暴力団又は暴力団員に該当する者（暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
- (サ) 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入の者
- (シ) 本市が本事業の検討に関して業務を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・大村市新ごみ処理施設整備発注仕様書作成業務委託の受託者
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (ス) 本市が設置する事業者選定委員会の委員が所属する企業

エ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (イ) 入札参加資格審査書類受付期限から落札者決定日までの間に応募者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外することがある。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消すことがある。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (エ) 上記(イ) 又は(ウ) に該当する可能性がある場合であつて、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた場合、代表企業が速やかに本市へ申出を行い、本市がやむを得ない事情であると判断した場合に限り、代表企業以外の構成員又は協力企業の変更（事業提案書提出時の構成員又は協力企業と同等以上の資格を有する企業への変更に限る。）を認める場合がある。

4 応募者の審査及び落札者の決定

(1) 審査機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、次の委員により構成する事業者選定委員会を設置する。

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本市が設置する審査機関の委員に対し、本入札に関して自己を有利又は他の応募者を不利にする働きかけを行った者は失格とする。

事業者選定委員会

委員名	所属／役職
朝倉 宏 (アサクラ ヒロシ)	長崎大学大学院総合生産科学域／教授
鳥居 修一 (トリイ シュウイチ)	熊本大学大学院先端科学研究部／教授
八鍬 浩 (ヤクワ ヒロシ)	(公社) 全国都市清掃会議／技術部長
岩永 宏平 (イワナガ コウヘイ)	(一財) 日本環境衛生センター西日本支局／常勤顧問
山下 健一郎 (ヤマシタ ケンイチロウ)	大村市／副市長
石山 光昭 (イシヤマ ミツアキ)	大村市市民環境部／部長

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、入札参加資格審査に関する提出書類について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。

イ 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って審査機関が事業提案審査を行い、落札候補者を選定する。その結果に基づき、本市が落札者を決定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準に示す。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するとともに、落札者の決定及び審査講評を本市のウェブサイトに掲載する。

(3) 落札者決定後の手続き

ア 基本協定の締結

落札者決定後、本市と落札者は速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

イ 特別目的会社の設立

落札者決定後、落札者は、仮契約締結までに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外の者は特別目的会社への出資をすることができない。

(ア) 運営事業者の所在地は大村市内とすること。

(イ) 応募者の企業グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

(ウ) 運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

(エ) 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

ウ 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

エ 接続検討の申込み

落札者決定後、落札者は、電気事業者に対して速やかに接続検討の申込みを行わなければならない。なお、接続検討の申込みに係る検討料は落札者の負担とする。

(4) 著作権

応募者から提出される資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他本市が必要と認めるときは、応募者と協議の上、本市は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

(5) 特許権等

応募者からの提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営・維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

(6) 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

第3節 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能が十分発揮できるよう、設計・建設工事及び運営業務を行うこと。

2 本市による事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務について、監視を行う。本事業における監視の方法及び内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設工事及び運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

3 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。詳細は、入札説明書等において示す。

(1) 本施設の設計・建設工事に係る対価

本市は、本施設の設計・建設工事の対価として、設計・建設工事費を建設事業者に支払う。

(2) 本施設の運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

(3) 支払の減額等

本市は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求性能を満たしていないことが判明した場合は、契約金額の減額等を行うことがある。

4 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本施設内での利用及び大村市役所新庁舎及び周辺公共施設（屋内プール）への電力供給を行うとともに、余剰電力を電力事業者へ売却する。

また、周辺公共施設（屋内プール）へは温水により余熱（3GJ/h程度を想定）も供給する。

なお、運営事業者は、エネルギー回収率18.0%以上を達成するとともに、事業期間を通じた売電電力量ができる限り多くなるように努める。

5 売電収入の帰属先

運営業務期間における売電収入は本市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営業務を行う。なお、設計・建設工事期間に実施する試運転において売電収入が生じた場合、当該売電収入は建設事業者に帰属するものとする。

6 本市が適用を予定している交付金等について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

7 保険

事業者は、第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

事業者が付保する保険の詳細は、入札説明書等に定める。なお、本市が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

8 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すため、本市と事業者が適正にリスクを分担することとする。原則として事業者がリスクを負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料2 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

9 地元雇用や地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、本市の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

また、下請人等を選定する際は、地元企業を優先し、選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により地元企業に発注することが適当でない場合は、本市に営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めること。なお、資機材等の調達、納品等においても同様とし、積極的に地元企業の活用に努めるものとする。

第4節 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積及び配置

事業実施区域 : 22,058 m²

2 都市計画事項

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 都市計画区域 | 都市計画区域（都市施設：ごみ焼却場、汚物処理場） |
| (2) 防火地域 | 指定なし |
| (3) 高度制限 | 指定なし |
| (4) 用途地域 | 準工業地域 |
| (5) 建ぺい率 | 60%以下 |
| (6) 容積率 | 200%以下 |

第5節 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6節 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設工事期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (2) 運營業務期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7節 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定される法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第8節 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、事業契約の締結に当たって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）に基づき、予め議会の議決を経るものとする。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本市のウェブサイトで行う。

3 本実施方針に関する担当部署

担 当 部 署：大村市 市民環境部 環境センター 新環境センター整備室

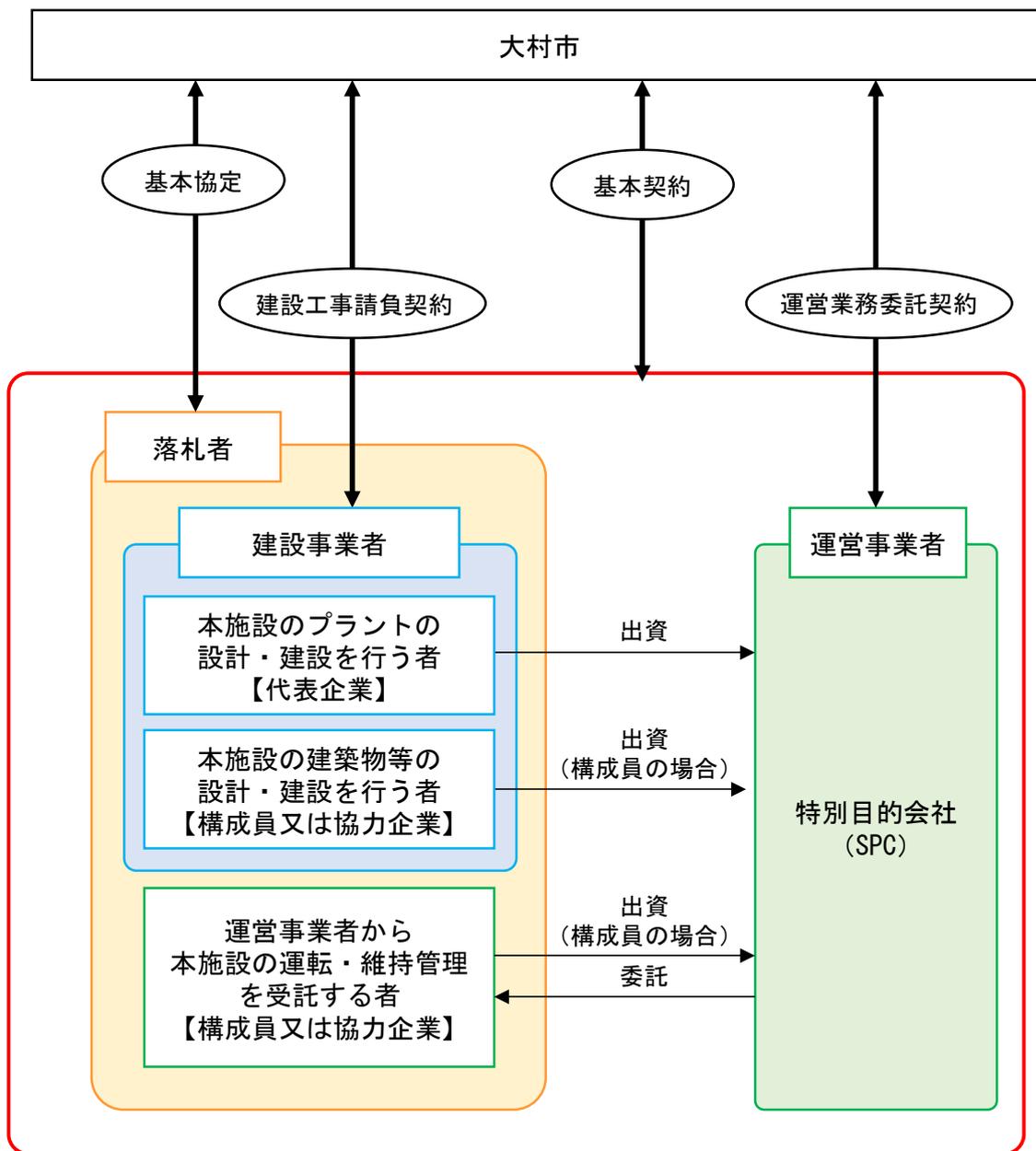
住 所：〒856-0815 長崎県大村市森園町1470番地

電 話：0957-54-9656

F A X：0957-52-8683

電子メール：kcseibi@city.omura.nagasaki.jp

実施方針添付資料1 契約スキーム（例）



実施方針添付資料2 リスク分担（案）

リスク項目		リスクの内容・考え方等		市	事業者	
共通	制度・法令リスク		a	事業者ではコントロール不能なリスク。	○	
	税制リスク	事業者の利益に課される税	b	事業者の負担。		○
		上記以外	c	事業者ではコントロール不能なリスク。	○	
	物価変動リスク	一定の範囲	d	一定の範囲は事業者の負担。		○
		一定の範囲外	e	大幅な変動があった場合は市の負担。	○	
	金利変動リスク		f	設計・建設期間中の金利変動。	○	
			g	維持管理・運営期間中の金利変動。	△	○
	政治リスク		h	事業者ではコントロール不能なリスク。	○	
	不可抗力リスク	一定の範囲（1%）	i	一定の範囲内は事業者の負担。		○
		一定の範囲（1%）外	j	基本的には市の負担。	○	
住民反対リスク		k	起因するものの負担。	○	○	
第三者賠償		l	・市の負担：下記以外（基本は市が負担） ・事業者の負担：事業者に起因するもの	○	○	
計画・設計段階	各種調査不備リスク	市が実施した測量・地質調査等	m	市の負担。	○	
		必要に応じ事業者が実施した追加調査	n	事業者の負担。		○
	設計・設計変更リスク	提示条件不備、要求変更	o	市の役割。	○	
	建設着工遅延リスク	その他施設設計全般	p	事業者の役割。		○
建設段階	許認可取得リスク		q	起因するものの負担。 ・市の負担：市が取得すべきもの。 ・事業者の負担：基本は事業者の役割。	○	○
	完工リスク	提示条件不備、要求変更	r	市の役割。	○	
	施設整備費超過リスク	その他施設建設全般	s	事業者の役割。		○
運営段階	性能リスク	提示条件不備、要求変更	t	市の役割。	○	
		維持管理費超過リスク	その他施設運営全般	u	事業者の役割。	
	施設・設備損傷リスク	事故や火災発生等	v	事業者の役割。		○
	売電収入変動リスク	第三者による施設破損	w	事業者ではコントロール不能なリスク。	○	
		運転に起因するもの	x	事業者の役割。		○
	技術革新	上記以外	y	事業者ではコントロール不能なリスク。	○	
		その他	z	市の判断で採用。	○	
	ごみ処理量変動リスク		aa	市の役割。	○	
	ごみ質の性状変動リスク	高質・低質の範囲内	ab	事業者の役割。		○
高質・低質の範囲外		ac	事業者ではコントロール不能なリスク。	○		
事業終了段階での施設の性能確保		ad	性能確保ができない場合は事業者が修復。		○	